



平成 23 年 1 月 24 日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役最高経営責任者
此下 竜矢
代表執行役社長
重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

訴訟の提起に関する訴状受領に関するお知らせ

当社は、東京地方裁判所において訴訟の提起を受け、平成 23 年 1 月 13 日付訴状の送達を受けましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提訴に至った経緯

当社は、平成 20 年 6 月 29 日に開催された第 107 回定時株主総会の招集通知において、平成 19 年 6 月 26 日から平成 20 年 6 月 29 日まで当社の監査役であった山田 剛夫(以下、「山田監査役」という。)から、当社の行ってきた投資案件の意思決定において、当社取締役の善管注意義務違反・忠実注意義務違反と言う重大な任務懈怠があったこと、及び、会社のリスク管理体制、就中与信管理体制に不備があり早急なる対応が求められることの見解が表明されました。

当社といたしましては、上記山田監査役の見解に対し、平成 20 年 6 月 14 日付お知らせにて、善管注意義務違反・忠実注意義務違反といった任務懈怠はなかったという当社及び当社の顧問弁護士の意見を公表し、その後は、当社取締役会の対応として、コンプライアンス体制を強化し、投資委員会を組成する旨を公表し、実施しております。

これらの公表に関しまして、山田監査役からは、事実と異なっていることや、又、社会的信用のある顧問弁護士の意見という形で公表されることにより、山田監査役の信用失墜の被害がより深刻となったこと等から、内容の修正を求められておりました。

しかし、当社といたしましては、当該公表につきましては、慎重に検討を行った結果公表したものであり、内容が事実と異なったり、山田監査役の信用を失わせるようなことはなかったため、山田監査役からの修正要請は理由がないため、応じませんでした。

以上の経緯を踏まえ、山田監査役が当社に対し、名誉棄損による損害賠償請求を求め提訴したものであります。

2. 訴訟の内容

原告	山田 剛夫
被告	昭和ホールディングス株式会社 弁護士 堂野 達之 弁護士 堂野 尚志
提起日	平成 23 年 1 月 13 日
提起した裁判所	東京地方裁判所
提訴内容	原告から被告に対し、名誉棄損による損害賠償として、1650 万円及び、印紙代 7 万 1 千円を請求するものであります。

3. 今後の見通し

当社といたしましては、山田監査役の請求は根拠のないものですので、当社の対応の正当性を主張し、適切に訴訟を遂行して参ります。

尚、現時点において、本件訴訟による当社の経営成績に与える影響は不明であります。今後、当社の業績に与える事柄が明らかになった場合には、速やかにお知らせいたします。

以上